

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和四年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年九月十三日奈良県指令高土第三四一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十二月十九日高土第一〇三〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市真美ヶ丘五丁目一三番四、一三番五及び一三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 澤田康志